

船橋市広告掲載基準

制 定	平成19年3月	1日
一部改正	平成21年3月	10日
一部改正	平成25年1月	1日
一部改正	平成29年7月	1日
一部改正	令和 元年8月	1日
一部改正	令和 2年5月	1日
一部改正	令和 5年4月	1日

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市広告掲載に関する要綱第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(一般的基準)

第2条 広告掲載できる広告は、社会的に信用度が高い情報であり、消費者の誤解を招き、又は与えるものであってはならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容およびデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は業者)

第4条 次に掲げる業種又は業者の広告は、広告掲載しないものとする。ただし、第9号については、市長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定されている業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 現在又は前身が船橋市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条第1号で規定する暴力団若しくはこれに類する組織又はそれらと関係を有している業者
- (4) 船橋市暴力団排除条例第2条第3号で規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項で規定する暴力団密接関係者に該当する者若しくはそれらに類する者が役員、従業員等に在籍する業者
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生・更生手続中又は手続開始の申立てがあるもの
- (7) たばこ製造に関わる業種又は業者（たばこ製造・販売業者の「喫煙マナー向上のための広告」等は除く。）
- (8) 占い、運勢判断に関する業者
- (9) 市税を滞納している業者
- (10) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
- (11) 法律の定めのない医療類似行為を行う業者
- (12) 各種法令に違反している業者

- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない業者
- (14) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (15) その他、市長が広告として掲載することが、不適當であると認める業種又は業者
(掲載基準)

第5条 次に掲げるものは、広告掲載しないものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、名誉毀損の恐れがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するもの
 - ウ 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - エ 宗教団体による布教活動を目的とするもの
 - オ 非科学的又は迷信に類するもので、読者を惑わせたり、不安を与える恐れのあるもの
 - カ 国内世論が大きく分かれているもの
 - キ 市の事業の円滑な遂行に支障をきたすもの
 - ク 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの（ただし、弁護士・司法書士及び法務大臣の許可を得たものは除く。）
- (2) 消費者保護の観点から、次のいずれかに該当するもの
 - ア 大げさな表現や根拠のない表現（世界一、日本一、一番など）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現（今しかない、最後のチャンスなど）
 - ウ 商品先物取引に関するもの
 - エ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条各号に規定する表示に該当すると認められるもの
 - オ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定されるもの
- (3) 青少年保護又は人権の観点から、次のいずれかに該当するもの
 - ア 広告の内容と無関係で必然性のない水着姿又は裸体姿。ただし、表示する必然性がある場合には、その都度、適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定又は助長するようなもの
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル性を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
 - キ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

(広告表示内容に関する個別の基準)

第6条 広告掲載する広告の表示内容は、次の事項に留意するものとする。

- (1) 語学教室
 - 1か月で確実にマスターできる等の安易さや、授業料・受講料の安価さを強調する

表示をしてはならない。

(2) 学習塾・予備校（専門学校を含む）

ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示しなければならない。

イ 上記実績は、確実な証拠資料に基づかなければならない。

ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは、広告掲載してはならない。

(3) 外国大学の日本校

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」という主旨を明確に表示しなければならない。

(4) 資格講座

ア 受講する資格の内容を明記しなければならない。民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも、国家資格であるといった誤解を招くような表示をしてはならない。

イ 「行政書士講座」などの講座には、講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように、「資格取得には別に国家試験を受ける必要があります。」など、資格取得に必要な事項を表示しなければならない。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としたものは広告掲載してはならない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤解される表示をしてはならない。

(5) 病院・診療所・助産所など（イ以降は(6)に対しても適用する。）

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7、関係法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制の関連規定、及び獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定の範囲内で表示しなければならない。

イ 提供する医療の内容が、他の医療機関等と比較して優良である旨の表示をしてはならない。

ウ 提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等その効果を推測的に表示してはならない。

エ マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記しなければならない。また、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。

(6) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定の範囲内で表示しなければならない。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示してはならない。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（カイロプラクティック、整体院、エステティック等）の広告掲載はしてはならない。

(7) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

① サービス全般（老人保健施設を除く）

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例：「船橋市事業受託事業者」等

② 有料老人ホーム

①のほか、次の規定に適合していること。

ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示及び同表示の運用基準に抵触しないこと。

③ 有料老人ホーム等の紹介業

ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものとする。

イ その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。

④ 介護老人保健施設

介護保険法第98条に規定する内容以外は、表示してはならない。

(8) 医薬品等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第66条から第68条までの規定を遵守し、広告掲載しなければならない。ただし、次のような表示をしてはならない。

ア 最大級及びそれに類する表示

イ 効能、効果及び安心を保証する表示（使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等）

(9) 健康食品・機能性食品類

あくまでも食品でなければならず、医薬品的な効能、効果、成分、用法、容量などの表示をしてはならない。

例：1日3回、毎食後3錠お飲みください。（服用に関する表示）

生活習慣病の予防に。（効果・効能の表示）

疲れ目を治します。（特定部位への効果の表示）

「延命の素〇〇」、「漢方秘伝〇〇」（医薬品と紛らわしい表示）

(10) 弁護士、税理士、公認会計士等

名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、次のような表示をしてはならない。

ア 顧問先、又は依頼者名（同意書がある場合を除く。）

イ 誇大又は過度な期待を抱かせるもの

例：たちどころに解決します。

(11) 旅行業

ア 広告主の旅行業者又は旅行業者代理業者は、日本旅行業協会又は全国旅行業協会の会員でなければならない。

イ 所在地、補償の内容を明記しなければならない。

ウ 不当表示をしてはならない。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」や行程にない場所の写真等の表示。

(12) 通信販売業

ア 会社の概要、商品カタログなどを検討し、本市が妥当と判断したものに限り広告掲載することができる。

イ 特定商取引に関する法律第11条及び第12条並びに特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第8条から第11条までの規定に反してはならない。

(13) 雑誌、週刊誌

次のものは広告掲載してはならない。

ア 公の秩序に反するような内容を掲載したもの

イ 虚偽又は表現が不正確で誤認されるおそれがある内容を掲載したもの

ウ プライバシーの侵害、信用失墜、業務妨害のおそれがある内容を掲載したもの

エ 有害図書と認められるもの

(14) 結婚相談所、交際紹介業

ア 結婚相手サービス協会に加盟していることを明記しなければならない。

イ 料金の表示及び成功報酬の有無を表示しなければならない。

(15) 調査会社、探偵事務所

名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、表示することができる。

(16) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、表示することができる。

イ 主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）する出版物の広告は、広告掲載してはならない。

(17) 募金

厚生労働大臣または都道府県知事の許可を得たものであることを明記しなければならない。

(18) 質屋、チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等は表示してはならない。

例：〇〇〇のバッグ 30,000 円、航空券 東京～福岡 18,000 円

イ 有利さを誤認させるような表示はしてはならない。

(19) トランクルーム及び貸し収納業者

ア 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることを明記しなければならない。

イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用してはならな

い。また、「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」等の主旨を明確に表示しなければならない。

(20) 人材募集広告

- ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)等の関係法令を遵守しなければならない。
- イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは広告掲載してはならない。
- ウ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは広告掲載してはならない。

(21) 不動産広告

- ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記しなければならない。
- イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記しなければならない。
- ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従わなければならない。
- エ 契約を急がせる表示をしてはならない。

(22) その他、表示について注意を要するもの

- ア 割引価格の表示については、対象となる元の価格の根拠を明確に表示しなければならない。

例：「メーカー希望価格の10%引き」

- イ 比較広告は、主張する内容が客観的に実証されていなければならない。
- ウ 無料で参加、体験できるものは、費用が別途かかる場合には、その旨を明示しなければならない。
- エ 肖像権・著作権は、無断使用してはならない。
- オ 広告主の所在地及び連絡先は、明確に表示しなければならない。ただし、広告媒体の性質や広告の内容によりやむを得ない又はその必要がないと認められるときは、この限りでない。
- カ アルコール飲料は、未成年者の飲酒禁止の文言を必ず表示しなければならない。また、未成年者の飲酒を誘発するような文言及びデザインを表示してはならない。